

# 現場説明書

1 業務名 下町第2地区ほか管渠耐震化診断調査業務委託  
2 監督員 技術部 下水道管渠課

## 説明事項

### 1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

### 2. 前払金について

前払金 する ~~しない~~  
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

### 3. 部分払について

部分払 する(——回以内) しない

### 4. ~~継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について~~

- (1) ~~継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
<del>初年度(——年度)</del>	<del>——%</del>	<del>支払限度額・委託代金額の——%</del>
<del>第2年度(——年度)</del>	<del>——%</del>	<del>支払限度額・委託代金額の——%</del>
<del>第3年度(——年度)</del>	<del>——%</del>	<del>支払限度額・委託代金額の——%</del>

- (2) ~~各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。~~

### 5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
  - ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
  - イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
  - ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。
- (2) 提出書類関係
  - ア 委託代金内訳書 要提出(契約締結後7日以内)  
提出不要
  - イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)  
提出不要
  - ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
  - エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。

オ 下 請 負 者 届 下請負を発注の都度、提出すること。

カ 直 営 工 事 届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	<del>あり</del>	なし
-----------	---------------	----

## 6. テクリスの登録について

受託者は、受注時、変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

## 7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

## 8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## 9. 技術的事項について (別紙)

## 管路施設耐震診断調査等業務委託標準仕様書

### 1 総則

#### (1) 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、委託対象地域について、現状を把握したうえで、管渠及び付帯構造物等の耐震性能を評価し、耐震化の必要性について調査診断を行うとともに耐震化工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

#### (2) 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

#### (3) 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

#### (4) 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

#### (5) 秘密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

#### (6) 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

#### (7) 調査計画書の提出

受託者は、調査計画書の提出を行い、承諾を受け業務に着手すること。

#### (8) 主任技術者及び技術者

ア 受託者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を遂行させるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者及び人数を配置しなければならない。

イ 主任技術者は、技術士（上下水道部門・下水道）又はRCCMの資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

ウ 受託者は業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

#### (9) 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

#### (10) 引き渡し

受託者による審査に合格した後、本仕様書に指定された提出図書一式を納入し、本市上下水道局（以下「本局」という。）の検査員による検査をもって業務の完了とする。なお、受託者は、業務完了時及び業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### (11) 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

(12) 官公署への手続き

受託者は契約締結後、すみやかに関係官公署等に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行うこと。

(13) 受託者は公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症等防止規則」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守すること。

(14) 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

(15) 受託業務者（証）等の携帯

受託者は、業務契約後速やかに受託業務者（証）発行願を提出し、受託業務者（証）及び腕章の交付を受け、調査作業中は常時携帯すること。

民地内に立ち入る場合は、必ず土地所有者、居住者または占有者等の了解を得ること。

受託者は、調査業務完了後速やかに受託業務者（証）及び腕章を返却するものとする。

(16) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

(17) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義の生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、局監督員、受託者協議の上、これを定める。

## 2 調査

### (1) 資料収集

耐震性能の概略の把握に必要な資料、耐震計算に必要な資料、設計計画及び各種計算に必要な資料を収集しなければならない。

これら業務上必要な管路資料、地盤資料、防災・利水資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公庁、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

#### ア 管路資料

下水道台帳及びTVカメラ調査結果等に基づき、管渠諸元の整理及び構造諸元・埋設環境の整理をしなければならない。

#### イ 地盤資料

土質調査資料等に基づき、地盤諸元を整理しなければならない。資料収集・調査の結果、診断対象区域の土質資料が存在しない場合は、診断に利用する土質条件の扱いについて局監督員と協議を行う。協議の結果、別途発注で地質調査を行う場合には工程調整を行うこと。

#### ウ 防災・利水資料

過去の地震被害・浸水被害状況、地域防災計画及び水道水源・農業用水等の利水状況を調査しなければならない。

#### エ その他関連資料

地下埋設物台帳、支障物件、その他必要な資料を収集し、確認しなければならない。

### (2) 現地踏査

調査・設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、交通規制、水路状況、支障物件、施工条件等現地の調査を行い十分に把握しなければならない。

### (3) 地下埋設物調査

設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深

さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

#### (4) 現地作業

マンホールの管口を含む内部の目視調査を行って状況を確認し、対象路線すべての管路およびマンホールの構造・寸法、底高（T. P.）、耐震補強位置の横断測定、耐震補強位置の目視観察（腐食、浸入水、ひび割れ等）を行わなければならない。ただし、調査の結果、特殊マンホールの場合は、コンクリート厚調査、鉄筋探査、はつり調査等を行う。

なお、地盤高、管底等高さの測量については、調査対象管渠の直近の公共基準点（3級以上）を基準に行うこと。現場状況等により、それによりがたい場合には早急に申し出、局監督員と協議すること。

#### (5) TVカメラ調査

ア 目的 管渠諸元調査及び管渠状態の把握のためTVカメラ調査を実施する。

イ 調査内容 調査項目については別添「資料1」「資料2」を参考にすること。

ウ 事前に洗浄し、TVカメラ調査の精度を高めること。

エ 調査にあたっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら全区間の映像を収録すること。

オ 異常箇所については、異常番号と異常の内容およびランク、寸法を明記して写真撮影を行うこと。本管の異常箇所の位置表示は、上流管口からの距離を基本とする。また、異常箇所は一覧表にまとめ、施工方法についての提案を「補修工事（案）」として記載すること。

カ 調査結果の判定基準は、「下水道維持管理指針（社）日本下水道協会発行」に準拠すること。

キ 調査結果について「7 提出図書」で指定するフォームに入力し、提出すること。なお、当該フォームは契約後に提供する。

ク 劣化診断については、TVカメラ調査結果を使用し、「下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き（案）」（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）を遵守すること。

#### (6) 渉外事務

受託者は、調査、設計等受託作業に必要な渉外事務を行わなければならない。但し、受託者の責任において解決できない場合は、局監督員と協議する。なお、渉外事務の記録は詳細に明記し、随時報告すると共に業務完了時に提出しなければならない。

### 3 耐震診断調査等一般

#### (1) 打合わせ

ア 業務の実施に当って、受託者は局監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合わせの際、相互に確認しなければならない。

イ 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と局監督員は打合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

#### (2) 調査・設計基準等

調査・設計に当っては、本局の指示する図書及び本仕様書「8 参考図書」に基づき、調査・設計を行う上でその基準となる事項について局監督員と協議の上、定めるものとする。

#### (3) 調査・設計上の疑義

調査・設計上疑義の生じた場合は、局監督員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

#### (4) 調査・設計の資料

耐震診断調査における評価、設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

(5) 事業計画図書の確認

受託者は、「2 調査」の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

(6) 参考資料の貸与

本局は、業務に必要な土質調査書、下水道管台帳、道路台帳、標準構造図等の資料を所定の手続によって貸与する。

(7) 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

(8) 耐震診断（詳細診断）及び耐震設計（詳細設計）

ア 業務の内容は耐震診断調査（詳細診断）及び耐震実施設計（詳細設計）に分ける。

イ 耐震診断調査（詳細診断）とは、耐震補強が必要な施設を判定するのに必要な資料の収集・整理、現地確認（目視）を行い、想定地震動に対する既設管渠の耐震計算を行い、耐震性能を定量的に評価する業務をいう。

ウ 耐震実施設計（詳細設計）とは、耐震性を考慮した耐震対策工法を選定し、対象施設の耐震詳細設計を行う業務をいう。

4 耐震診断調査（詳細診断）

(1) 耐震性能の定量的評価

管路資料、土質資料、TVカメラ調査結果等のデータに基づき、管路施設の耐震計算を行い、耐震性能の定量的評価を行わなければならない。耐震計算は、原則として応答変位法により、下記の内容により行わなければならない。

ア レベル1及びレベル2の場合

液状化の判定、マンホールと管渠の接続部及び管渠と管渠の継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量及び地盤の永久ひずみによる拔出し量）、管渠本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量（沈下に伴う屈曲角・拔出し量等）、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、マンホール浮上の有無の想定、浮き上がり計算、目地開口量の検討。

(2) 耐震補強必要箇所の抽出

耐震計算の結果、耐震性能が不足すると評価された施設については、補強すべき具体的部位及び補強内容を抽出し、整理しなければならない。また、詳細設計に必要な設計内容の検討を行い、補足調査の必要がある場合は、具体的な調査項目及び調査数量を算出しなければならない。

(3) 耐震補強対策の検討

耐震補強必要箇所については、更生工法、布設替工法（開削工法）、マンホールの浮上防止対策（工法）、可とう継手の設置及び修繕工法等の補強対策の概略検討、概算工事費の算出及び段階的対策計画を検討しなければならない。

ア 耐震対策の概略検討

屈曲角、拔出し、耐力、液状化時の浮上・沈下等に対する耐震補強方法・耐震補強構造を概略比較により選定する。

イ 耐震対策の概算工事費の算出

耐震補強方法（工法）・耐震補強構造に対する概算工事費を算出する。

#### （４）詳細診断調査図の作成

主要な調査図は、下記により作成することとし、図面完成時には、局監督員の承認を受けなければならない。

##### ア 位置図

位置図は、地形図に詳細調査区間を記入する。

##### イ 調査対象路線図

調査対象路線図は、下水道台帳を基に詳細調査区間の管理番号、形状、管径、勾配、区間距離、幹線・排水区又は処理区等の名称を記入する。

##### ウ 耐震補強対策平面図

耐震補強対策図は、下水道台帳を基に、本局指定の書式により耐震補強対策が必要な箇所の管理番号、形状、管径、勾配、区間距離、補強対策案等を記入する。

ただし、耐震補強必要箇所がマンホールと管渠の接合部のみの管渠については、詳細設計に含めず、接合部の耐震化工法を選定し図面作成まで行うこと。

##### エ 耐震補強対策概略構造図

概略構造図は、本局の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、耐震補強対策として特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。

#### （５）報告書

報告書は、当該調査に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、調査の目的、詳細診断の概要、基礎調査、耐震性能の定量的評価結果、耐震計算書、耐震補強方法・耐震補強構造の検討、概算工事費、詳細設計の箇所・内容等を集成するものとする。

なお、提出書類は印刷物と PDF ファイルおよび局監督員指定の形式で電子データを提出すること。

### 5 耐震実施設計（詳細設計）

#### （１）設計計画

詳細診断結果に基づく更生工法、布設替工法（開削工法）、マンホールの浮上防止対策（工法）、可とう継手の設置及び修繕工法等の耐震対策工法の選定については、施工箇所の状況、その他関係資料等を考慮の上、工事の難易、経済性、工期等についての検討を行い、局監督員と十分打合せの上、選定しなければならない。

なお、特定の材料、工法又は特許に関するものを採用する場合は、その見本又は説明書を局監督員に提出し、協議しなければならない。

更生工法、布設替工法（開削工法）、マンホールの浮上防止対策（工法）及びその他局監督員が指示する耐震対策箇所において耐震設計（詳細設計）を実施する。

また、地下埋設物、管渠継手、マンホール内のブロック境界・ステップ位置等をプロットし、概略の補強計画図を作成しなければならない。また、仮設及び補助工法等が必要な場合は、仮設計画及び補助工法等の検討を行わなければならない。

#### （２）各種計算

構造計算、仮設計算、補助工法等の計算に当っては、局監督員と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。また、管渠については、流量計算を行い、適正な流下能力を確保しなければならない。

#### （３）耐震設計

管路資料、土質資料、TVカメラ調査結果等のデータに基づき、耐震補強のための管路施設の耐震設計を行わなければならない。耐震設計は、下記の内容により行わなければならない。

ア 条件設定

耐震基盤面、地震動レベル、設計土質定数等の地盤条件の設定及び管渠・マンホールの構造・耐震補強構造の設定に当っては、局監督員と十分打合せの上、設計条件を確認して行わなければならない。

イ 耐震計算

耐震補強に対する必要な耐震計算項目は、対策工法の設計要領書等に基づいて下記の内容により整理し、原則として応答変位法により耐震計算を行わなければならない。

(ア) レベル1及びレベル2の場合

液状化の判定、マンホールと管渠の接続部及び管渠と管渠の継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量及び地盤の永久ひずみによる拔出し量）、管渠本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量（沈下に伴う屈曲角・拔出し量等）、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、マンホール浮上の有無の想定、浮き上がり計算、目地開口量の検討。

(4) 設計図の作成

主要な設計図は、本局指定の書式にて、下記により作成することとし、図面完成時には局監督員の承認を受けなければならない。

ア 位置図

位置図は地形図に施工箇所を記入する。

イ 平面図

平面図は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置・管渠の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管渠の名称等を記入する。

ウ 詳細平面図

詳細平面図は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、局監督員が指示する場合に平面図及び横断図を作成する。

エ 縦断面図

縦断面図は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称等を記入する。

オ 横断面図

横断面図は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称又は横断位置の名称等を記入する。

カ 構造図

構造図は、次の要領で記入する。

本局の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、耐震補強に係る特殊な形状の管渠、マンホール及びます等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されている構造図を作成する。

なお、構造図を複数の対象施設に対して標準図形式で整理できるものは、局監督員との協議



の上で標準図としてまとめることができる。

#### キ 仮設図

仮設図は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

#### (5) 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法等材料別に本局指定の書式にて、数量を算出する。

#### (6) 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。なお、提出書類は印刷物と PDF ファイルおよび局監督員指定の形式で電子データを提出すること。

### 6 照査

#### (1) 照査の目的

受託者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

#### (2) 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

#### (3) 照査事項

受託者は、下水道施設の耐震性向上の重要性を十分に認識し、調査・設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

##### ア 耐震診断（詳細診断）

- (ア) 基礎調査の内容の適切性
- (イ) 耐震計算結果の妥当性
- (ウ) 耐震補強方法・耐震補強構造の選定結果の妥当性
- (エ) 概算工事費の適切性
- (オ) 詳細設計箇所・内容の適切性

##### イ 耐震設計（詳細設計）

- (ア) 耐震補強方法・耐震補強構造の妥当性
- (イ) 耐震計算等各種計算書の適切性
- (ウ) 各種計算書と設計図の整合性

### 7 提出図書

#### (1) 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

#### (2) 調査関係提出図書

- ア TVカメラ調査結果報告書
  - (ア) 本管用調査記録表（別添「資料1」(PDFファイルと印刷物)）
  - (イ) 本管用調査集計表（別添「資料2」(Excelファイルと印刷物)）
  - (ウ) 下水道台帳図にA・Bランクを記載したもの（紙）
  - (オ) 本管TV調査動画（MPEG、又はMP4ファイル）
  - (カ) 本管TV調査異常箇所の写真
    - （管路ごとに整理したPDFファイルと印刷物と写真データ（JPEG））
  - (キ) 異常箇所一覧表（補修工事(案)含む）(Excelファイルと印刷物)
  - (ク) 緊急異常箇所報告書（別添「資料3」）
  - (ケ) 下水道台帳属性相違箇所一覧表
- イ その他、監督員の指示するもの
- (3) 耐震診断調査（詳細診断）関係提出図書（提出書式は印刷物とPDFファイルと局監督員指定の形式で電子データを提出すること。）
  - ア 位置図
  - イ 調査対象路線図
  - ウ 耐震補強対策平面図
  - エ 耐震補強対策概略構造図
  - オ 報告書
  - カ 打合わせ議事録
  - キ 延長調書（別添「資料4」）
  - ク その他参考資料
- (4) 耐震実施設計（詳細設計）関係提出図書（提出書式は印刷物とPDFファイルと局監督員指定の形式で電子データを提出すること。）
  - ア 位置図
  - イ 平面図
  - ウ 詳細平面図
  - エ 縦断面図
  - オ 横断面図
  - カ 構造図
  - キ 仮設図
  - ク 計算書（耐震設計計算書を含む）
  - ケ 数量計算書
  - コ 報告書
  - サ 特記仕様書
  - シ 打合わせ議事録
  - ス その他の資料
    - ・設計に伴って収集・調査した資料及びその他資料等

## 8 参考図書

### (1) 参考図書

業務は、別表に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

これ以外の図書（各種対策工法の設計要領書等）を使用する場合は、局監督員の承諾を得るものとする。

## 別表

- (1) 横須賀市下水道標準構造図
- (2) 横須賀市下水道総合地震対策計画策定業務報告書
- (3) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（社団法人日本下水道協会）
- (4) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（社団法人日本下水道協会）
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説（社団法人日本下水道協会）
- (6) 下水道維持管理指針（社団法人日本下水道協会）
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（社団法人日本下水道協会）
- (8) 下水道管路施設設計の手引（社団法人日本下水道協会）
- (9) 下水道施設の耐震対策マニュアル（社団法人日本下水道協会）
- (10) 下水道施設の耐震対策指針と解説（社団法人日本下水道協会）
- (11) 下水道施設耐震計算例－管路施設編（社団法人日本下水道協会）
- (12) 下水道推進工法の指針と解説（社団法人日本下水道協会）
- (13) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（社団法人日本下水道協会）
- (14) 水理公式集（社団法人土木学会）
- (15) コンクリート標準示方書（社団法人土木学会）
- (16) 土工学ハンドブック（社団法人土木学会）
- (17) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（社団法人土木学会）
- (18) トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（社団法人土木学会）
- (19) トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（社団法人土木学会）
- (20) 地盤工学ハンドブック（社団法人地盤工学会）
- (21) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (22) 道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会）
- (23) 道路土工－仮設構造物工指針（社団法人日本道路協会）
- (24) 道路土工－擁壁工指針（社団法人日本道路協会）
- (25) 道路土工－カルバート工指針（社団法人日本道路協会）
- (26) 共同溝設計指針（社団法人日本道路協会）
- (27) 道路橋示方書・同解説（社団法人日本道路協会）
- (28) 水門鉄管技術基準（社団法人水門鉄管協会）
- (29) 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（公益社団法人日本河川協会）
- (30) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（社団法人日本港湾協会）
- (31) 日本工業規格（JIS）
- (32) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (33) 管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（社団法人日本下水道協会）
- (34) 管きよ更生工法の耐震設計の考え方（案）と計算例（社団法人日本下水道協会）
- (35) 管きよ更生工法における設計・施工管理の手引き（暫定版）（社団法人日本下水道協会）
- (36) 合流式下水道越流水対策と暫定指針（社団法人日本下水道協会）
- (37) 管更生の手引き（案）（社団法人日本下水道協会）

- (38) 下水管きょ改築等の工法選定手引き（案）（社団法人日本下水道協会）
- (39) 下水道管路施設腐食対策の手引き（案）（社団法人日本下水道協会）
- (40) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（社団法人日本下水道協会）
- (41) 土質工学ハンドブック（社団法人土質工学会）
- (42) 都市局所管補助事業実務必携（国土交通省）
- (43) 港湾構造物設計技術基準（社団法人日本港湾協会）
- (44) 下水道管路管理マニュアル（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (45) 下水道管路管理積算資料（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (46) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（財団法人 下水道業務管理センター）
- (47) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
- (48) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携 管路診断コンサルタント協会編（財団法人 経済調査会）
- (49) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（財団法人 下水道新技術推進機構）
- (50) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（財団法人 下水道新技術推進機構）
- (51) 管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（財団法人 下水道新技術推進機構）
- (52) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (53) 管きょの修繕に関する手引き（案）（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (54) 取付管の更生方法に関する設計・施工の手引き案（案）（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (55) 下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き（案）（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）





緊急異常箇所報告書

資料 3

項目	内容	
管渠番号	000000	
発生場所	横須賀市〇〇〇町▼丁目△番地先	
管径管種排水区分	◎000 mm、TP、合流	
異常内容	破損	
調査年月日	20xx年xx月xx日	
業務名	〇〇地区ほか管渠耐震化実施設計業務委託	
受託者名	〇〇〇(株)	
特記事項		
	位置図	下水道台帳図
	位置図 (別紙可)	台帳 (別紙可)
	異常箇所写真	
	写真 (別紙可)	





## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

## 施工条件明示事項

業務名 下町第2地区ほか管渠耐震化診断調査業務委託

1. 当該工事の施工条件明示事項欄の、下記表□内黒塗り部分が作業に当って、特に制約を受けることになるので明示する。  
又、明示されていない事項で請負者が、施工条件に該当すると思われる場合には、その都度監督員と協議すること。
2. 明示事項内容及び参考欄の内、参考と記載している箇所は見積り参考数値で、作業制約条件ではない。

明示項目	明示事項	明示事項内容及び参考																																														
<b>■ 工程関係</b>	<input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響																																															
	<input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 (準備工期の設定等)	1) 管路TV調査工において、既設管渠に土砂堆積等の理由から調査が不可能な場合に、別途発注で清掃を行うので、工程調整の上調査を行うこと。なお、清掃の工程調整の結果、履行期間に変更が生じる場合があるので、その際には局監督員と協議すること。																																														
	<input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立																																															
	<input checked="" type="checkbox"/> 関係機関等との協議条件による影響	1) 交通管理者協議により、作業時間の制約があった場合は厳守すること。 この事について当初昼間作業であったものが夜間作業となる場合がある。																																														
	<input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間																																															
	<input type="checkbox"/> 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数																																															
<input type="checkbox"/> 用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分																																															
	<input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場の民有地等の借地																																															
	<input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用																																															
	<input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容																																															
<input type="checkbox"/> (公害・排水等) 周辺環境関係	<input type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策																																															
	<input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設																																															
	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策																																															
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止関係																																															
<b>■ 安全対策関係</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定	1) 現場調査を実施し、安全施設計画図を監督員に提出すること。 2) 関係機関との協議により安全施設図に変更が生じた場合、監督員と別途協議する。																																														
	<input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限																																															
	<input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設																																															
	<input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	1) 交通誘導警備員 地元又は道路管理者等との調整により、配置体制に変更が生じた場合には、監督員と協議する。 ① 主な工種の配置体制 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="2">配置人員(名/日)</th> <th colspan="2">交替要員(名/日)</th> <th colspan="2">合計(名/日)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本管TV調査工(国県道)</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>国県道・昼間</td> </tr> <tr> <td>本管TV調査工(その他)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>その他・昼間</td> </tr> <tr> <td>マンホール調査工(国県道)</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>国県道・昼間</td> </tr> <tr> <td>マンホール調査工(その他)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>その他・昼間</td> </tr> </tbody> </table> ② 交通誘導警備員の資格 交通誘導警備員全て警備業法による警備員を配置すること。	工 種	配置人員(名/日)		交替要員(名/日)		合計(名/日)		備考	A	B	A	B	A	B	本管TV調査工(国県道)	1	1			1	1	国県道・昼間	本管TV調査工(その他)		2				2	その他・昼間	マンホール調査工(国県道)	1	1			1	1	国県道・昼間	マンホール調査工(その他)		2				2	その他・昼間
	工 種	配置人員(名/日)		交替要員(名/日)		合計(名/日)		備考																																								
		A	B	A	B	A	B																																									
本管TV調査工(国県道)	1	1			1	1	国県道・昼間																																									
本管TV調査工(その他)		2				2	その他・昼間																																									
マンホール調査工(国県道)	1	1			1	1	国県道・昼間																																									
マンホール調査工(その他)		2				2	その他・昼間																																									
<input checked="" type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	1) 工事施工に関し有機溶剤等使用する場合は現場作業着者、並びに近隣への影響を考慮し対策を施すこと。 2) 既設マンホール内での作業の際は、十分に換気を行うこと。 3) 酸素濃度、硫化水素濃度を測定し安全を確認すること。 4) 本業務履行については、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有すること。																																															

明示項目	明示事項	明示事項内容及び参考
□ 工事路関係	<input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	
	<input type="checkbox"/> 搬入路の使用及び使用後の処置	
	<input type="checkbox"/> 仮設道路の設置	
	<input type="checkbox"/> 一般道路の占有	
□ 仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設物(仮土留、足場等)の他工事への転用若しくは兼用	
	<input type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定	
	<input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件の指定	
□ 建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件	
	<input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化	
	<input type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物の処理	
□ 薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法の施工	
	<input type="checkbox"/> 周辺環境への調査	
□ 工事物支障等	<input type="checkbox"/> 占有物件の有無及び占有物件等による工事支障物の存在	
	<input type="checkbox"/> 地上、地下等の占有物件工事との重複施工	
■ その他	<input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置き	
	<input type="checkbox"/> 工事現場発生品	
	<input checked="" type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品	1) DVD-R 2) 処理水
	<input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等	
	<input type="checkbox"/> 架設工法の指定	
	<input type="checkbox"/> 工事用水、電力等の指定	
	<input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法の指定	
	<input type="checkbox"/> 部分使用	
	<input checked="" type="checkbox"/> 給水の必要	1) 清掃に使用する水に関しては、下町浄化センターにて処理水を採用する。 採取作業に関しては、浄化センターの場内規則に則り、必要に応じて協議とする。
	<input checked="" type="checkbox"/> 電子納品対象工事特記仕様書	委託仕様書参照

## 積算諸条件調書に係る追加事項

### 1 市独自単価及び積算における補足資料について

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価は、ホームページ「各部局の工事積算情報」の「市独自単価一覧表（土木工事編）」に掲載しています。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisann.html>

### 2 単価表コードについて

本設計積算書内の単価表コードは、神奈川県土木工事標準積算基準書の施工単価入力基準表のコードに適用しています。

なお、下水道用設計標準歩掛表を適用する場合の単価表コードは（DKG……、DKK……）となります。

### ~~3 市場単価及び標準単価の端数処理について~~

~~市場単価及び標準単価方式による単価表の加算・補正後の金額は円止めとする。~~

~~なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。~~

### ~~4 主砂検定費等について~~

~~主砂検定費（1～28 項目一括実施）、主砂検定費（ヒ素＋銅）及び六価クロムの単価には、諸経費、技術料及び報告書作成の一切の費用を含むため、その他の間接費の対象とならない。~~

### ~~5 共通仮設費の対象外となる桁等購入費について~~

~~桁等購入費~~ ~~あり~~ ~~なし~~

### ~~6 共通仮設費（積上分）の借地料は、発生主及び改良主の仮置きを行うことを想定して計上している。~~

### ~~7 施工パッケージ型積算のタイヤ損耗費及び補修費への対応について~~

~~ダンプトラックの東京単価は、タイヤ損耗費及び補修費を含んだ金額が設定されているため、積算単価も建設機械等損料表の損料金額にタイヤ損耗費及び補修費を加算した金額を計上している。~~

### ~~8 【改築】取付管布設および支管取付工については、補正值のほか割増率も乗じて計上している。~~

### 9 基準書等の適用について

本工事は以下の基準書等を使用し、積算している。

1) 土木工事標準積算基準書（土木工事編） ~~令和3年7月1日版~~

（委託：R3.8.1）

- |                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| 2) 積算参考資料（土木工事編）        | 令和3年7月1日版        |
| 3) 設計業務等標準積算基準書         | 令和3年7月1日版        |
| 4) 積算参考資料（計画・調査編）       | 令和3年7月1日版        |
| 5) 下水道用設計標準歩掛表          |                  |
| <del>第1巻 管路</del>       | <del>令和3年度</del> |
| <del>第2巻 ポンプ場・処理場</del> | <del>令和3年度</del> |
| 第3巻 設計委託                | 令和3年度            |
| 6) 建設機械等損料表             | 令和3年度版           |
| 7) 下水道施設維持管理積算要領（管路施設編） | 2020年度版          |
| 8) 下水道管路管理積算資料 -2019-   |                  |

~~10 その他~~

~~本工事は、「土木工事標準積算基準書（土木工事編）第11章 施工箇所が点在する工事」にて積算している。~~

~~・〇〇町・・親設計書（工事1）~~

~~・〇〇町・・子設計書（工事2）~~

11 補正率について

本設計積算書において補正率は、小数第3位（小数第4位四捨五入）まで算出しています。

12 経費等情報について

積算諸条件調書にある経費等情報の下水道管路管理積算資料は下水道施設維持管理積算要領（管路施設編）2020年度版と読み替えてください。

13 下水道施設調査工について

下水道施設調査工については、全間接費の対象としない。また、旅費交通費（率計上分）及び電子成果品作成費（率計上分）の対象としない。

TJ0010 下水道施設調査工


令和 03 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )	
設 計 書 番 号	年度 03
事 業 所 名	横須賀市上下水道局
( 工 事 ・ 業 務 ) 名	下町第2地区ほか管渠耐震化診断調査業務委託
( 工 事 ・ 業 務 ) 箇 所	横須賀市平成町3丁目地内ほか
( 河 川 ・ 路 線 ・ 区 域 ) 名	
単 価 採 用 地 区 名	横須賀
事 業 区 分	国費
工 期	令和 04 年 03 月 15 日 まで
設 計 金 額	( 円 )
	円
設 計 概 要	(補助) 本管TV調査工 (800mm未満) 1358m マンホール調査工 3箇所 マンホール劣化状況調査工 8箇所 管路施設耐震診断調査業務 (詳細診断) 雨水・汚水共 1421m 特殊構造物耐震診断調査業務 (詳細診断) 4箇所
( 起 工 ・ 変 更 ) 理 由	

横須賀市

令和 03 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )

<支出科目>

款	04 資本的支出
項	01 建設改良費
目	20 管渠建設事業費
節	02 管渠建設費
細節	16 委託料

<合併区分情報>

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)		(d)=(b1)/(a)×(c)		
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						



令和 03 年度 積算諸条件調書( 当初 )

経費等情報	レ	設計業務	委託先/α、β	建設コンサルタント/α=35%、β=35%	
			電子成果品作成費	計上する(詳細設計)	
			旅費交通費	計上する(設計)	
	測量業務	安全費率			
		電子成果品作成費			
		旅費交通費			
	地質・土質調査業務	電子成果品作成費			
		施工管理費			
		旅費交通費			
	地質・土質調査業務(解析)	委託先/α、β			
	港湾測量業務	技術経费率			
	港湾磁気探査業務	技術経费率			
業務委託	諸経费率				
	技術経费率				
設計業務等標準積算基準書 適用年版			令和03年7月1日適用		
資材等単価表 適用年版			令和03年7月1日基準		
積算数量等情報	名称		採用数量	単位	備考
(その他情報欄)					



# 本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
設計業務							
下水道業務費			1	式			
下水道施設設計業務			1	式			
管渠施設耐震診断調査等業務			1	式			第 1001 号 内訳書
旅費交通費(率計上分)			1	式			
電子成果品作成費(率計上分)			1	式			
直接原価計			1	式			
その他原価			1	式			
一般管理費等			1	式			
設計業務価格			1	式			
消費税及び地方消費税相当額			1	式			
業務委託料			1	式			

第1001号 内訳書  
管渠施設耐震診断調査等業務

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 管路施設耐震診断調査業務（詳細診断）	1	式			第1001号下内
(AMA0020) 特殊構造物耐震診断調査業務（詳細診断）	1	式			第1002号下内
(AMA0030) 下水道施設調査（本管TV調査・マンホール調査）	1	式			第1003号下内
合 計					

第1001号 下位内訳書  
 AMA0010 管路施設耐震診断調査業務（詳細診断）

1 式 当り  
 適用年版 T0307  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DKI01550) 管路施設耐震診断調査(詳細診断)雨水、汚水	1	業務			第1001号単価表
J01=1421 m, J02=有り, J03=1421 m, J04=1421 m, J05=1421 m, J06=1421 m, J07=レベル1及びレベル2の場合, J08=1239 m, J09=0 m, J10=0 m, J11=48 m, J12=0 m, J13=0 m, J14=1288 m, J15=221 m, J16=221 m, J17=0 m, J18=「雨水・汚水共」の1種類, J19=m(総延長)					
(DKI01580) 耐震診断調査(詳細診断)報告書作成	1	業務			第1002号単価表
(DKI01590) 耐震診断調査(詳細診断)設計協議	1	業務			第1003号単価表
J01=3 回					
合 計					
	1	式			円/式

第1002号 下位内訳書  
 AMA0020 特殊構造物耐震診断調査業務（詳細診断）

1 式 当り  
 適用年版 T0307  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DKI01570) 特殊構造物耐震診断調査(詳細診断)	1	業務			第1004号単価表
J01=4 箇所, J02=4 箇所, J03=4 箇所, J04=4 箇所, J05=レベル1及びレベル2の場合, J06=2 箇所, J07=2 箇所, J08=2 箇所					
合 計					
	1	式			円/式

第1003号 下位内訳書  
 AMA0030 下水道施設調査（本管TV調査・マンホール調査）

1 式 当り  
 適用年版 T0307  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0010) 下水道施設調査工 本管TV調査・マンホール調査	1	式			
合 計					
	1	式			円/式

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長		人			
(R0402) 主任技師		人			
(R0403) 技師 (A)		人			
(R0404) 技師 (B)		人			
(R0405) 技師 (C)		人			
(R0406) 技術員		人			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 管路情報収集・整理の対象延長	1,421		1421 m		
J02 管路の電子化情報の有無	1		有り		
J03 地盤情報収集・整理の対象延長	1,421		1421 m		
J04 現地踏査の対象延長	1,421		1421 m		
J05 現地作業の対象延長	1,421		1421 m		
J06 条件設定の対象延長	1,421		1421 m		
J07 性能の定量的評価の作業項目	2		レベル1及びレベル2の場合		
J08 開削工法 (1,200mm未満) 延長	1,239		1239 m		
J09 開削工法 (1,200mm以上) 延長	0		0 m		
J10 開削工法 (ボックスカバート・開渠) 延長	0		0 m		
J11 推進工法 (刃口・小口径) 延長	48		48 m		
J12 推進工法 (中大口径) 延長	0		0 m		
J13 シールド工法 延長	0		0 m		
J14 耐震性能必要箇所抽出の対象延長	1,288		1288 m		
J15 耐震対策概略検討の対象延長	221		221 m		
J16 耐震対策概算工事費算出の対象延長	221		221 m		
J17 耐震対策事業計画作成の対象延長	0		0 m		
J18 管路延長補正区分	1		「雨水・汚水共」の1種類		
J19 総管路延長			m(総延長)		

第1002号 単価表  
DKI01580 耐震診断調査(詳細診断)報告書作成

1 業務 当り  
適用年版 T0307

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師		人			
(R0403) 技師 (A)		人			
(R0404) 技師 (B)		人			
(R0405) 技師 (C)		人			
合 計					
	1	業務			円/業務

第1003号 単価表  
DKI01590 耐震診断調査(詳細診断)設計協議

1 業務 当り  
適用年版 T0307

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師		人			
(R0403) 技師 (A)		人			
(R0404) 技師 (B)		人			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称	入 力 値	条 件 値			
J01 中間打合せ回数	3	3 回			



第1004号 単価表  
DKI01570 特殊構造物耐震診断調査(詳細診断)

1 業務 当り  
適用年版 T0307

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長		人			
(R0402) 主任技師		人			
(R0403) 技師 (A)		人			
(R0404) 技師 (B)		人			
(R0405) 技師 (C)		人			
(R0406) 技術員		人			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称	入 力 値	条 件 値			
J01 特殊構造物情報収集・整理の診断箇所数	4	4 箇所			
J02 現地踏査の診断箇所数	4	4 箇所			
J03 現地作業の診断箇所数	4	4 箇所			
J04 条件設定の診断箇所数	4	4 箇所			
J05 性能の定量的評価の作業項目	2	レベル1及びレベル2の場合			
J06 性能の定量的評価の診断箇所数	2	2 箇所			
J07 耐震対策概略検討の診断箇所数	2	2 箇所			
J08 耐震対策概算工事費算出の診断箇所数	2	2 箇所			




令和 03 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )	
設 計 書 番 号	年度 03
事 業 所 名	横須賀市上下水道局
( 工 事 ・ 業 務 ) 名	下町第2地区ほか管渠耐震化診断調査業務委託 (下水道施設調査工内訳)
( 工 事 ・ 業 務 ) 箇 所	横須賀市平成町3丁目地内ほか
( 河 川 ・ 路 線 ・ 区 域 ) 名	
単 価 採 用 地 区 名	横須賀
事 業 区 分	国費
工 期	
設 計 金 額	( 円 )
	円
設 計 概 要	(補助) 本管TVカメラ調査工 一式 マンホール調査工 一式 マンホール劣化状況調査工 一式
( 起 工 ・ 変 更 ) 理 由	

横須賀市

令和 03 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )

<支出科目>

款	04 資本的支出
項	01 建設改良費
目	20 管渠建設事業費
節	02 管渠建設費
細節	16 委託料

<合併区分情報>

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)		(d)=(b1)/(a)×(c)		
本工事費						
工事価格						
消費税等相当額						

令和 03 年度 積算諸条件調書( 当初 )

経費等情報	主たる工種	清掃・巡視・点検・調査		
	施工地域・工事場所区分	一般交通影響有(1)		
	現場環境改善費計上区分(率分)	計上しない		
	緊急工事による補正	補正しない		
	前払金支出割合	5%以下		
	契約保証の方法	補正なし		
	間接工事費率補正(上記「施工地域・工事場所区分」、「契約保証」以外で補正がある場合)			
	共通仮設費率補正	0.00%		
	現場管理費率補正	0.00%		
	一般管理費率補正	0.00%		
	間接労務費・工場管理費計上区分			
	下水道管路管理積算資料 適用年版	令和03年度 適用		
	土木工事資材等単価表 適用年版	令和03年7月1日基準		
	週休割増補正区分	補正しない		
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考
	交通誘導警備員A	9	人	
	交通誘導警備員B	21	人	

(その他情報欄)



# 本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本工事費							
下水道施設維持管理			1	式			
管路施設調査工			1	式			
TV調査工			1	式			第 0001 号 内訳書
マンホール調査			1	式			第 0002 号 内訳書
マンホール劣化状況調査			1	式			第 0003 号 内訳書
換気工			1	式			第 0004 号 内訳書
報告書作成工			1	式			第 0005 号 内訳書
仮設工			1	式			
交通管理工			1	式			第 0006 号 内訳書
直接作業費計			1	式			
共通仮設費計			1	式			
共通仮設費 (率分)			1	式			【千円止】

# 本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
純作業費							
			1	式			
現場管理費							
			1	式			【千円止】
作業原価							
			1	式			
一般管理費等							
			1	式			
作業価格							
			1	式			【万円止】
消費税及び地方消費税相当額							
			1	式			
本作業費計							
			1	式			



第0001号 内訳書  
TV調査工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 本管TV調査	1	式			第0001号下内
合 計					

第0002号 内訳書  
マンホール調査

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0020) コンクリート厚調査(非破壊調査)	1	式			第0002号下内
(AMA0030) 鉄筋探査(非破壊調査)	1	式			第0003号下内
(AMA0040) はつり調査	1	式			第0004号下内
合 計					

第0003号 内訳書  
マンホール劣化状況調査

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0050) コンクリート圧縮強度試験	1	式			第0005号下内
(AMA0060) 鉄筋探査(非破壊調査)	1	式			第0006号下内
(AMA0070) コンクリート及び鉄筋腐食調査	1	式			第0007号下内
(AMA0080) 鉄筋引張強度試験	1	式			第0008号下内
(AMA0090) コンクリート厚測定	1	式			第0009号下内
合 計					

第0004号 内訳書  
換気工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0100) 換気設備工	1	式			第0010号下内
合 計					

第0005号 内訳書  
報告書作成工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0110) 報告書作成	1	式			第0011号下内
合 計					

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0120) 交通誘導警備員					第0012号下内
	1	式			
合 計					

第0001号 下位内訳書  
AMA0010 本管TV調査

1 式 当り  
適用年版 T0307  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0010) 本管TVカメラ調査工 側視回数0.3回/m以下	1,358	m			第0001号単価表
(SJ0030) 管きよ内洗浄工	1,421	m			第0003号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0002号 下位内訳書  
AMA0020 コンクリート厚調査(非破壊調査)

1 式 当り  
適用年版 T0307  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0020) コンクリート厚調査工(非破壊調査)	3	箇所			
合 計					
	1	式			円/式

第0003号 下位内訳書  
AMA0030 鉄筋探査(非破壊調査)

1 式 当り  
適用年版 T0307  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0030) 鉄筋探査工(非破壊調査)	3	箇所			
合 計					
	1	式			円/式

第0004号 下位内訳書  
AMA0040 はつり調査

1 式 当り  
適用年版 T0307  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0040) はつり調査工 はつり後の補修を含む	3	箇所			
合 計					
	1	式			円/式

第0005号 下位内訳書  
AMA0050 コンクリート圧縮強度試験

1 式 当り  
適用年版 T0307  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0050) 小口径コア採取 3本/箇所	8	箇所			
(TJ0060) コンクリート圧縮強度試験	24	試験			
合 計					
	1	式			円/式

第0006号 下位内訳書  
AMA0060 鉄筋探査(非破壊調査)

1 式 当り  
適用年版 T0307  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0070) 鉄筋探査工(非破壊試験)	8	箇所			
合 計					
	1	式			円/式

第0007号 下位内訳書  
 AMA0070 コンクリート及び鉄筋腐食調査

1 式 当り  
 適用年版 T0307  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0080) コンクリート及び鉄筋腐食調査 鉄筋採取及びはつり後の補修を含む	8	箇所			
合 計					
	1	式			円/式

第0008号 下位内訳書  
 AMA0080 鉄筋引張強度試験

1 式 当り  
 適用年版 T0307  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0090) 鉄筋引張強度試験	8	試験			
合 計					
	1	式			円/式

第0009号 下位内訳書  
 AMA0090 コンクリート厚測定

1 式 当り  
 適用年版 T0307  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0100) コンクリート厚測定	8	箇所			
合 計					
	1	式			円/式

第0010号 下位内訳書  
AMA0100 換気設備工

1 式 当り  
適用年版 T0307  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0060) 換気設備工	1	式			第0006号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0011号 下位内訳書  
AMA0110 報告書作成

1 式 当り  
適用年版 T0307  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0070) 報告書作成工(本管TVカメラ調査)	1,358	m			第0009号単価表
(SJ0080) 報告書作成工 (マンホール調査工)	1	式			第0010号単価表
(SJ0090) 報告書作成工 (マンホール劣化状況調査)	1	式			第0011号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第0012号 下位内訳書  
 AMA0120 交通誘導警備員

1 式 当り  
 適用年版 T0307  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WB010211) 交通誘導警備員A		人日			第0012号単価表
(WB010212) 交通誘導警備員B		人日			第0013号単価表
合 計					
	1	式			円/式



第0001号 単価表  
 SJ0010 本管TVカメラ調査工  
 側視回数0.3回/m以下

280 m 当り  
 適用年版 T0307  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(URA000200) 管路調査技師 暫定適用職種：測量技師	1	人			
(URA000300) 管路調査助手 暫定適用職種：測量技師補	1	人			
(URA000400) 管路調査作業員 暫定適用職種：普通作業員	1	人			
(SJ0020) TVカメラ搭載車 (2t) 運転工 (本管用)	1	日			第0002号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	m			整数止め切捨て 円/m

第0002号 単価表  
 SJ0020 TVカメラ搭載車 (2t) 運転工  
 (本管用)

1 日 当り  
 適用年版 T0307  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(Z006704001) ガソリン レギュラー	36.6	L			
(R0115) 運転手(一般)	1	人			
(UMA003000) 本管用TVカメラ搭載車損料 95.5KW 2t	6	h			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	日			整数止め切捨て 円/日

第0003号 単価表  
 SJ0030 管きよ内洗浄工

700 m 当り  
 適用年版 T0307  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(URA000500) 清掃技師 暫定適用職種：土木一般世話役	1	人			
(URA000600) 清掃作業員 暫定適用職種：特殊作業員	1	人			
(SJ0040) 高压洗浄車 (4t) 運転工	1	日			第0004号単価表
(SJ0050) 給水車 (4t) 運転工	1	日			第0005号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	m			整数止め切捨て 円/m

第0004号 単価表  
 SJ0040 高压洗浄車 (4t) 運転工

1 日 当り  
 適用年版 T0307  
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(Z006702002) 軽油 1.2号	39	L			
(R0114) 運転手(特殊)	1	人			
(UMA001000) 高压洗浄車損料 147KW 4t	6	h			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	日			整数止め切捨て 円/日

第0005号 単価表  
 SJ0050 給水車 (4t) 運転工

1 日 当り  
 適用年版 T0307  
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(Z006702002) 軽油 1.2号	34.8	L			
(R0115) 運転手(一般)	1	人			
(UMA002000) 給水車損料 132KW 4t	6	h			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	日			整数止め切捨て 円/日

第0006号 単価表  
 SJ0060 換気設備工

1 式 当り  
 適用年版 T0307  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DKG08360) 換気設備工	5	日			第0007号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第0007号 単価表  
 DKG08360 換気設備工

1 日 当り  
 適用年版 T0307

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(MKG0030210) -00001 送風機損料 軸流式50/60m3/min		日	【損料】		[1]
(WB020060) 発動発電機運転		日			第0008号単価表 [1]
(ZS8000004) 諸雑費(率+まるめ) $\Sigma [1] * 0.12$	1	式			
合 計					
	1	日			円/日

第0008号 単価表  
WB020060 発動発電機運転

1 日 当り  
適用年版 T0307

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(L001110008) 発動発電機[ディーゼルエンジン駆動] 25kVA		日	【賃料】		[1]
(Z006702002) 軽油 1.2号		L			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	日			円/日
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 機種・規格	8		ディーゼルエンジン駆動 25KVA		
J02 賃料数量(実数入力)	1.2		1.2 日		
J03 運転日当り燃料消費量(実数入力)	20		20 L/日		

第0009号 単価表  
 SJ0070 報告書作成工(本管TVカメラ調査)

560 m 当り  
 適用年版 T0307  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(URA000100) 管理技師 暫定適用職種：測量主任技師	1	人			
(URA000200) 管路調査技師 暫定適用職種：測量技師	1	人			
(URA000300) 管路調査助手 暫定適用職種：測量技師補	1	人			
(TJ0110) 写真台帳出力 A4版カラー	112	枚			[1]
(ZS8000004) 諸雑費(率+まるめ) $\Sigma [1] * 0.1$	1	式			
合 計					
	1	m			整数止め切捨て 円/m

第0010号 単価表  
 SJ0080 報告書作成工  
 (マンホール調査工)

1 式 当り  
 適用年版 T0307  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0120) 報告書作成工 (コンクリート厚調査工)	3	箇所			
(TJ0130) 報告書作成工 (鉄筋探査工)	3	箇所			
(TJ0140) 報告書作成工 (はつり調査工)	3	箇所			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式



第0011号 単価表  
 SJ0090 報告書作成工  
 (マンホール劣化状況調査)

1 式 当り  
 適用年版 T0307  
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0150) 報告書作成工 (小口径コア採取)	8	箇所			
(TJ0160) 報告書作成工 (鉄筋探査工)	8	箇所			
(TJ0170) 報告書作成工 (コンクリート及び鉄筋腐食調査)	8	箇所			
(TJ0180) 報告書作成工 (コンクリート厚測定)	8	箇所			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第0012号 単価表  
 WB010211 交通誘導警備員A

1 人日 当り  
 適用年版 T0307

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0803) 交通誘導警備員A		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	人日			円/人日

第0013号 単価表  
WB010212 交通誘導警備員B

1 人日 当り  
適用年版 T0307

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0804) 交通誘導警備員B		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	人日			円/人日

登 録 単 価 一 覧 表

単価コード	名 称	単 位	適用年版	単 価	資源区分	管理費区分	摘 要
MKG0030210 -00001	送風機損料 軸流式50/60m <sup>3</sup> /min	日	T0307	140	機械器具 損料		局独自
TJ0020	コンクリート厚調査工(非破壊調査)	箇所	T0307	63,590	その他施 工単価等		局独自
TJ0030	鉄筋探査工(非破壊調査)	箇所	T0307	48,560	その他施 工単価等		局独自
TJ0040	はつり調査工 はつり後の補修を含む	箇所	T0307	48,560	その他施 工単価等		局独自
TJ0050	小口径コア採取 3本/箇所	箇所	T0307	67,140	その他施 工単価等		局独自
TJ0060	コンクリート圧縮強度試験	試験	T0307	7,500	その他施 工単価等		局独自
TJ0070	鉄筋探査工(非破壊試験)	箇所	T0307	48,560	その他施 工単価等		局独自
TJ0080	コンクリート及び鉄筋腐食調査 鉄筋採取及びはつり後の補修を含む	箇所	T0307	159,200	その他施 工単価等		局独自
TJ0090	鉄筋引張強度試験	試験	T0307	15,000	その他施 工単価等		局独自
TJ0100	コンクリート厚測定	箇所	T0307	36,560	その他施 工単価等		局独自
TJ0110	写真台帳出力 A4版カラー	枚	T0307	31	資材単価		局独自
TJ0120	報告書作成工 (コンクリート厚調査工)	箇所	T0307	4,520	その他施 工単価等		局独自
TJ0130	報告書作成工 (鉄筋探査工)	箇所	T0307	4,520	その他施 工単価等		局独自
TJ0140	報告書作成工 (はつり調査工)	箇所	T0307	4,250	その他施 工単価等		局独自
TJ0150	報告書作成工 (小口径コア採取)	箇所	T0307	4,520	その他施 工単価等		局独自
TJ0160	報告書作成工 (鉄筋探査工)	箇所	T0307	4,520	その他施 工単価等		局独自
TJ0170	報告書作成工 (コンクリート及び鉄筋腐食調査)	箇所	T0307	9,040	その他施 工単価等		局独自
TJ0180	報告書作成工 (コンクリート厚測定)	箇所	T0307	4,520	その他施 工単価等		局独自

